

日光市の花・木・鳥・魚デザイン使用取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、日光市の花・木・鳥・魚のデザイン（以下「市の花等デザイン」という。）を使用する場合の取扱いに関し、必要な事項を定める。

(権利の帰属)

第2条 市の花等デザインに関する一切の権利は、市に帰属するものとする。

(使用基準)

第3条 市の花等デザインは、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、使用することができる。

- (1) 市の品位を傷つけ、又は傷つけるおそれのあるとき。
- (2) 自己の商標又は意匠とすること等独占的に使用し、又は使用するおそれのあるとき。
- (3) 特定の個人、政党、宗教団体等を支援又は公認しているような誤解を与え、又は与えるおそれのあるとき。
- (4) 法令又は公序良俗に反し、又は反するおそれのあるとき。
- (5) 別に定めるデザインマニュアルに従って使用しない、又は使用しないおそれのあるとき。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、その使用を著しく不相当と市長が認めたとき。

(使用届)

第4条 市の花等デザインを使用しようとする者は、市の花等デザイン使用届（様式第1号）によりあらかじめ市長に届け出なければならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

- (1) 市、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、公平委員会、農業委員会及び固定資産評価委員会並びに議会が使用するとき。
- (2) 前号に掲げるもののほか、市長が適当と認めたとき。

(使用料)

第5条 市の花等デザインの使用料は、無料とする。

(使用の差止め等)

第6条 市の花等デザインの使用方法等について、次に掲げる場合に該当すると認めるとき、又はこの要領に違反したときは、市長は、その使用を差し止めることができる。

- (1) 第3条に規定する使用基準に反するとき。
 - (2) 使用届の内容又は使用許可に係る申請の内容に虚偽、不正等があったとき。
- 2 前項の使用の差止めについては、その理由を明記した市の花等デザイン使用差止通知書（様式第2号）により通知する。
 - 3 前項の規定により使用の差止めを通知された者は、当該届出に係る市の花等デザインの使用をしてはならない。
 - 4 市は、使用の差止めにより生じた損害について、賠償する責任を一切負わない。

(管理)

第7条 市の花等デザインの管理は、企画総務部総務課にて行う。

(補則)

第8条 この要領に定めるもののほか、市の花等デザインの使用に関して必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、平成28年11月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和4年5月1日から施行する。

様式第1号（第4条関係）

令和 年 月 日

日光市長 様

住 所

申請者 団体名

氏 名

（電話番号 ）

市の花等デザイン使用届

日光市の花等のデザインを下記により使用したいので届け出ます。

記

1 使用目的

2 使用概要

様式第2号（第6条関係）

令和 年 月 日

様

日光市長

印

市の花等デザイン使用差止通知書

平成 年 月 日付けで届出のあった市の花等デザインの使用については、
次の理由により使用を差し止めます。

なお、この通知があった日以後、当該届出に係る市の花等デザインの使用はでき
ません。

理由